保保発 0724 第 1 号 年管管発 0724 第 1 号 令和 6 年 7 月 24 日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省保険局保険課長 (公 印 省 略) 厚生労働省年金局事業管理課長 (公 印 省 略)

「被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」 の一部改正について

被保険者等からの暴力等を受けた者に係る被扶養者認定の取扱い等については、「被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」(令和3年3月29日付け保保発0329第1号厚生労働省保険局保険課長通知。令和5年3月30日一部改正。以下「令和3年通知」という。)を発出したところであるが、今般、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)が令和6年4月1日付けで施行されたことを踏まえ、令和3年通知を別紙のとおり改める(別添様式については下線部分が改正箇所)ため、その取扱いに遺憾のないよう取り計らい願いたい。様式の改正については、当分の間、従前の様式を使用しても差し支えない。

なお、当該取扱いに関しては、こども家庭庁支援局虐待防止対策課から都道府県・指定都市・児童相談所設置市児童福祉主管課を通じ、児童相談所に対し、厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長から都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長を通じ、女性相談支援センターに対し、当省老健局高齢者支援課から都道府県高齢者保健福祉主管課を通じ、高齢者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室から都道府県障害保健福祉主管部(局)長を通じ、障害者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省保険局国民健康保険課長より都道府県民生主管部(局)長を通じ、国民健康保険組合及び市町村に対し、並びに内閣府男女共同参画局から都道府県配偶者暴力相談支援センター主管部(局)長を通じ、配偶者暴力相談支援センター等に対し協力を依頼していることを申し添える。

○「被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」の一部改正について (令和6年7月24日付保保発0724第1号・年管管発0724第1号厚生労働省保険局保険課長及び年金局事業管理課長通知)

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後

今般、被保険者等からの暴力等を受けた者(以下「被害者」という。)に係る被扶養者認定の取扱いについて、これまでの「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」(平成20年2月5日付け保保発第0205003号(一部改正平成26年9月29日保保発0929第1号、年管管発0929第1号)。以下「平成20年通知」という。)の取扱いを踏まえつつ、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定)に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険及び船員保険に係る被扶養者の取扱いについて、下記のとおりとし、令和3年4月1日より施行することとしたので遺漏のないよう取り計らい願いたい。

なお、下記の取扱いに関しては、こども家庭庁支援局虐待防止対策課から都道府県・指定都市・児童相談所設置市児童福祉主管課を通じ、児童相談所に対し、厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長から都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長を通じ、女性相談支援センターに対し、当省老健局高齢者支援課から都道府県高齢者保健福祉主管課を通じ、高齢者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室から都道府県障害保健福祉主管部(局)長を通じ、障害者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省保険局国民健康保険課長より都道府県民生主管部(局)

現行

今般、被保険者等からの暴力等を受けた者(以下「被害者」という。)に係る被扶養者認定の取扱いについて、これまでの「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」(平成20年2月5日付け保保発第0205003号(一部改正平成26年9月29日保保発0929第1号、年管管発0929第1号)。以下「平成20年通知」という。)の取扱いを踏まえつつ、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定)に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険及び船員保険に係る被扶養者の取扱いについて、下記のとおりとし、令和3年4月1日より施行することとしたので遺漏のないよう取り計らい願いたい。

なお、下記の取扱いに関しては、<u>当省子ども家庭局家庭福祉課長から</u> <u>都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市民生主管部(局)長を</u> <u>通じ、児童相談所及び婦人相談所等に対し</u>、当省老健局高齢者支援課から都道府県高齢者保健福祉主管課を通じ、高齢者虐待に関する相談・通報窓口に対し、<u>当省社会・援護局障害保健福祉部地域生活支援推進室</u>から都道府県障害保健福祉主管部(局)長を通じ、障害者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省保険局国民健康保険課長より都道府県民生主管部(局)長を通じ、国民健康保険組合及び市町村に対し、並びに内閣府男女共同参画局から都道府県配偶者暴力相談支援センター主管部 長を通じ、国民健康保険組合及び市町村に対し、並びに内閣府男女共同 参画局から都道府県配偶者暴力相談支援センター主管部(局)長を通 じ、配偶者暴力相談支援センター等に対し協力を依頼していることを申 し添える。

また、これに伴い、平成20年通知は廃止する。

記

健康保険の被扶養者から外れる手続については、被保険者からの届出 に基づいて行われているところであるが、被扶養者認定を受けている被 害者が被扶養者から外れるに当たっては、当該届出は期待できない。こ のため、被保険者から当該届出がなされなくとも、当該被害者から、被 保険者と当該被害者が生計維持関係にないことを申し立てた申出書とと もに、児童相談所及び女性相談支援センター、高齢者虐待に関する相 談・通報窓口、障害者虐待に関する相談・通報窓口、配偶者暴力相談支 援センター、自治体等の公的機関から発行された被保険者等からの暴力 等を理由として保護(来所相談を含む。以下同じ。)した旨の証明書又 は地方公共団体と連携して配偶者からの暴力を受けた者の支援を行って いる民間支援団体(一時保護委託を受けている民間シェルター、配偶者 暴力に関する協議会参加団体、補助金等交付団体)から発行された確認 書(以下「証明書等」という。別添1参照)を添付して、当該被害者が 被扶養者から外れる旨の申出がなされた場合には、年金事務所におい て、以下に定める手続を行い当該被害者を被扶養者から外すことが可能 である。なお、公的機関又は民間支援団体以外の民間の保護施設におい て保護されていることを公的機関又は民間支援団体が証明又は確認する

(局)長を通じ、配偶者暴力相談支援センター等に対し協力を依頼していることを申し添える。

また、これに伴い、平成20年通知は廃止する。

記

健康保険の被扶養者から外れる手続については、被保険者からの届出 に基づいて行われているところであるが、被扶養者認定を受けている被 害者が被扶養者から外れるに当たっては、当該届出は期待できない。こ のため、被保険者から当該届出がなされなくとも、当該被害者から、被 保険者と当該被害者が生計維持関係にないことを申し立てた申出書とと もに、児童相談所及び婦人相談所、高齢者虐待に関する相談・通報窓 口、障害者虐待に関する相談・通報窓口、配偶者暴力相談支援センタ 一、自治体等の公的機関から発行された被保険者等からの暴力等を理由 として保護(来所相談を含む。以下同じ。)した旨の証明書又は地方公 共団体と連携して配偶者からの暴力を受けた者の支援を行っている民間 支援団体(一時保護委託を受けている民間シェルター、配偶者暴力に関 する協議会参加団体、補助金等交付団体)から発行された確認書(以下 「証明書等」という。別添1参照)を添付して、当該被害者が被扶養者 から外れる旨の申出がなされた場合には、年金事務所において、以下に 定める手続を行い当該被害者を被扶養者から外すことが可能である。な お、公的機関又は民間支援団体以外の民間の保護施設において保護され ていることを公的機関又は民間支援団体が証明又は確認することも可能 ことも可能であるが、その場合は、保護施設名を記載することとする。 また、証明書等において、当該被害者の同伴者についても同様の証明が なされている場合においては、当該同伴者についても被扶養者から外れ ることが可能である。

なお、この証明書等は、被保険者等からの暴力等を理由として当該被害者を保護したことを証明するものであって、当該被害者に対し被保険者等からの暴力等があった事実を証明するものではないことに留意されたい。

また、裁判所が発行する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号)第10条に基づく保護命令に係る書類についても、証明書等と同様の取扱いとする。

年金事務所が当該被害者を被扶養者から外す際の具体的な手続は、次のとおりである。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(別添1)

(令和6年7月24日改正後版)

(別添2)

(令和6年7月24日改正後版)

であるが、その場合は、保護施設名を記載することとする。また、証明 書等において、当該被害者の同伴者についても同様の証明がなされてい る場合においては、当該同伴者についても被扶養者から外れることが可 能である。

なお、この証明書等は、被保険者等からの暴力等を理由として当該被 害者を保護したことを証明するものであって、当該被害者に対し被保険 者等からの暴力等があった事実を証明するものではないことに留意され たい。

また、裁判所が発行する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号)第10条に基づく保護命令に係る書類についても、証明書等と同様の取扱いとする。

年金事務所が当該被害者を被扶養者から外す際の具体的な手続は、次のとおりである。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(別添1)

(令和5年3月29日改正後版)

(別添2)

(令和5年3月29日改正後版)

証 明 (確 認) 書

下記の者については、被保険者等からの暴力等を理由として保護したことを証明(支援していることを確認)する。

証明(確認)対象者氏名

証明(確認)対象者生年月日

令和 年 月 日

所 在 地(※)

証明機関(確認団体)名称及び代表者氏名(※)

電話番号

以下は、民間支援団体において支援していることを確認した場合に記載すること。

【民間支援団体記載欄】

連携している地方公共団体名・担当部署・電話番号

地方公共団体名 担当部署 電話番号

地方公共団体との連携の態様 (該当する番号を○で囲んでください。)

- 1. 一時保護委託を受けている民間シェルター
 - 2. 配偶者暴力に関する協議会参加団体
 - 3. 補助金等交付団体

証明機関(確認団体)以外で保護されている場合には、以下にその保護施設名を記載すること。

所 在 地(※)

保護機関名称及び代表者氏名(※)

電話番号

※ 所在地及び代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、省略すること。

(その他)

- 1 証明(確認)書欄は証明機関又は確認団体が記入すること。
- 2 この証明(確認)書は、被保険者等からの暴力等を理由として保護した者に対して児童相談 所及び<u>女性相談支援センター</u>、高齢者虐待に関する相談・通報窓口、障害者虐待に関する相談・ 通報窓口、配偶者暴力相談支援センター、自治体等の公的機関又は地方公共団体と連携してい る民間支援団体が発行するものであり、年金事務所に被扶養者認定を外す等の申請を行う際に はこの証明(確認)書を添付すること。
- 3 証明(確認)対象者氏名欄及び証明(確認)対象者生年月日欄には、申請者及び同伴者の複数人について記載することが可能であること。
- 4 民間支援団体においては、証明(確認)書欄の上段に加え、下段の【民間支援団体記載欄】 に以下の内容を記載すること。
 - ① 連携している地方公共団体名(配偶者やその他親族からの暴力等と関係が深いところ)、 当該地方公共団体の担当部署及びその電話番号
 - ② 地方公共団体との連携の態様 (1.一時保護委託を受けている民間シェルター、2.配偶者暴力に関する協議会参加団体、3、補助金等交付団体)について該当する番号を〇で囲むこと
- 5 年金事務所においては、証明(確認)書に記載されている保護機関や証明(確認)書を発行した女性相談支援センター等の名称等の取扱いについて、十分配慮すること。

被扶養者から外れる旨の申出書

日本年金機構	
年金事務所長	殿

申請者 (※1)

なお、申出書の内容は、事実に相違ないことをあわせて申出します。

	(フリガナ)			. U) N / C (1 L	·		
	氏 名(※2)						
	生年月日	大•	昭・平・令	年	月	日	
1	被保険者からの金銭 受領の有無(※3)	無	有(月	万円程度)			
	本人収入の有無	無	有(月	万円程度)			
	被保険者証記号番号	記号	<u>†</u> :	番号	:		
	(フリガナ)						
	同伴者氏名(※4)						
	生年月日	大•	昭・平・令	年	月	日	
2	被保険者からの金銭	無	有(月	万円程度)			
	受領の有無(※3)	***	11 (八	刀门住/文/			
	本人収入の有無	無	有(月	万円程度)			
	被保険者証記号番号	記号	<u>.</u> :	番号	:		
	(フリガナ)						
	同伴者氏名(※4)						
	生年月日	大•	昭・平・令	年	月	日	
3	被保険者からの金銭 受領の有無(※3)	無	有(月	万円程度)			
	本人収入の有無	無	有(月	万円程度)			
	被保険者証記号番号	記号	17:	番号	•		

- ※1 原則本人が記載すること。
- ※2 被保険者等からの暴力等を理由として保護された(支援を受けた)者の氏名を記入すること。「保護された(支援を受けた)者」には、「児童相談所及び<u>女性相談支援センター</u>、高齢者虐待に関する相談・通報窓口、障害者虐待に関する相談・通報窓口、配偶者暴力相談支援センター、自治体等の公的機関又は地方公共団体と連携している民間支援団体(以下、<u>女性相談支援センター</u>等という。)において、来所相談を受けた者」も含むこと。

- ※3 被保険者からの金銭受領の有無は、被保険者から口座に振り込まれた金銭等を生活費に 充てているか否かという事実関係により判断すること。
- ※4 保護された(支援を受けた)者に子どもなどの同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること。(同伴者が3人以上いる場合、別紙としてこの様式を使用すること。)なお、同伴児のみが被扶養者になっている場合にも、この様式により申出を行うこと。

被保険者情報

被保険者の住所					
被保険者証記号番号(※5)	記号:		番号:		
被保険者氏名					
被保険者生年月日	大・昭・平	年	月	日	
被保険者の勤務する事業所					
又は船舶所有者名					

※5 不明である場合には空欄にすること。

申請者連絡先(※6)

居住地	
普段連絡が取れる連絡先	

※6 被扶養者認定に関する事務が終了した場合等の連絡先(関係機関や代理人の名称、電話番号も可)を記入すること。

なお、<u>女性相談支援センター</u>等によって保護された(支援を受けた)者が被扶養者から外れた旨の通知の郵送を希望する場合は、宛先(関係機関や代理人の住所も可)を記入すること。

保保発 0 3 2 9 第 2 号 年管管発 0 3 2 9 第 3 号 令 和 3 年 3 月 2 9 日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省保険局保険課長 (公 印 省 略) 厚生労働省年金局事業管理課長 (公 印 省 略)

被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱いについて

今般、被保険者等からの暴力等を受けた者(以下「被害者」という。)に係る被扶養者認定の取扱いについて、これまでの「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」(平成20年2月5日付け保保発第0205003号(一部改正平成26年9月29日保保発0929第1号、年管管発0929第1号)。以下「平成20年通知」という。)の取扱いを踏まえつつ、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定)に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険及び船員保険に係る被扶養者の取扱いについて、下記のとおりとし、令和3年4月1日より施行することとしたので遺漏のないよう取り計らい願いたい。

なお、下記の取扱いに関しては、こども家庭庁支援局虐待防止対策課から都道府県・ 指定都市・児童相談所設置市児童福祉主管課を通じ、児童相談所に対し、厚生労働省社 会・援護局総務課女性支援室長から都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長を 通じ、女性相談支援センターに対し、当省老健局高齢者支援課から都道府県高齢者保健 福祉主管課を通じ、高齢者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省社会・援護局障害 保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室から都道府県障害保健福祉主管部(局) 長を通じ、障害者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省保険局国民健康保険課長より都道府県民生主管部(局)長を通じ、国民健康保険組合及び市町村に対し、並びに内 閣府男女共同参画局から都道府県配偶者暴力相談支援センター主管部(局)長を通じ、 配偶者暴力相談支援センター等に対し協力を依頼していることを申し添える。

健康保険の被扶養者から外れる手続については、被保険者からの届出に基づいて行わ れているところであるが、被扶養者認定を受けている被害者が被扶養者から外れるに当 たっては、当該届出は期待できない。このため、被保険者から当該届出がなされなくと も、当該被害者から、被保険者と当該被害者が生計維持関係にないことを申し立てた申 出書とともに、児童相談所及び女性相談支援センター、高齢者虐待に関する相談・通報 窓口、障害者虐待に関する相談・通報窓口、配偶者暴力相談支援センター、自治体等の 公的機関から発行された被保険者等からの暴力等を理由として保護(来所相談を含む。 以下同じ。)した旨の証明書又は地方公共団体と連携して配偶者からの暴力を受けた者 の支援を行っている民間支援団体(一時保護委託を受けている民間シェルター、配偶者 暴力に関する協議会参加団体、補助金等交付団体)から発行された確認書(以下「証明 書等」という。別添1参照)を添付して、当該被害者が被扶養者から外れる旨の申出が なされた場合には、年金事務所において、以下に定める手続を行い当該被害者を被扶養 者から外すことが可能である。なお、公的機関又は民間支援団体以外の民間の保護施設 において保護されていることを公的機関又は民間支援団体が証明又は確認することも可 能であるが、その場合は、保護施設名を記載することとする。また、証明書等において、 当該被害者の同伴者についても同様の証明がなされている場合においては、当該同伴者 についても被扶養者から外れることが可能である。

なお、この証明書等は、被保険者等からの暴力等を理由として当該被害者を保護した ことを証明するものであって、当該被害者に対し被保険者等からの暴力等があった事実 を証明するものではないことに留意されたい。

また、裁判所が発行する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」 (平成13年法律第31号) 第10条に基づく保護命令に係る書類についても、証明書等と同様の取扱いとする。

年金事務所が当該被害者を被扶養者から外す際の具体的な手続は、次のとおりである。

- (1) 年金事務所は、被扶養者認定を受けている被害者から上記の申出がなされた場合には、被保険者と当該被害者との間の生計維持関係について、別添2の申出書に記載された内容に基づき、「収入がある者についての被扶養者の認定について」(昭和52年4月6日付け保発第9号・庁保発第9号厚生省保険局長及び社会保険庁医療保険課長連名通知)の2及び3の内容を参照し、確認すること。
- (2) (1)を踏まえ、当該被保険者と当該被扶養者との間に生計維持関係がないと判断

した場合は、提出期限を設けた上で、当該被害者を被扶養者から外す届出を事業主 を経由して提出する、又は生計維持関係がないという申出への反証を示す書類があ る場合は当該被保険者から年金事務所へ直接提出するよう、連絡すること。

なお、年金事務所から当該被保険者に対する上記の連絡については、個人情報保護の観点から、事業主を経由することなく、当該被保険者に対して直接連絡すること(当該連絡の参考様式として、別添3を参照すること。)。また、提出までの期限については、文書発出から10日程度とすること。

提出期限内に当該届出又は反証を示す書類が提出されない場合には、当該被害者 を被扶養者から外した上で、その旨事業主及び当該被保険者に対し通知すること(当 該通知の参考様式については、別添4及び5を参照すること。)。

当該被害者からの申出内容及び当該被保険者から提出された反証を示す書類を確認した結果、引き続き当該被害者を被扶養者として認定する場合は、その旨を当該被害者に対し通知すること(当該通知の参考様式については、別添6を参照すること。)。

(3) 当該被害者が被扶養者から外れた後に国民健康保険等に加入するためには、被扶養者から外れたことの証明が必要となることから、年金事務所は、被扶養者から外した旨を当該被害者に対し文書をもって通知すること(当該通知の参考様式については、別添7を参照すること。)。

その際、被害者が当該被保険者の配偶者である場合には、国民年金第3号被保険者に該当しなくなることから、その旨を被害者に説明するとともに、現在の住所地の市町村役場で国民年金第1号被保険者となる手続を行うよう併せて説明すること。

(4) 上記の取扱いに当たっては、当該被害者の居所などが当該被保険者等に伝わることのないよう厳重に管理すること。

なお、当該被保険者から当該被害者に係る被扶養者(異動)届が再び提出された場合には、当該被害者本人の意向を確認するなど、被扶養者認定について慎重に判断すること。

証 明 (確 認) 書

下記の者については、被保険者等からの暴力等を理由として保護したことを証明(支援していることを確認)する。

証明(確認)対象者氏名

証明(確認)対象者生年月日

令和 年 月 日

所 在 地(※)

証明機関(確認団体)名称及び代表者氏名(※)

電話番号

以下は、民間支援団体において支援していることを確認した場合に記載すること。

【民間支援団体記載欄】

連携している地方公共団体名・担当部署・電話番号

地方公共団体名 担当部署 電話番号

地方公共団体との連携の態様 (該当する番号を○で囲んでください。)

- 1. 一時保護委託を受けている民間シェルター
 - 2. 配偶者暴力に関する協議会参加団体
 - 3. 補助金等交付団体

証明機関(確認団体)以外で保護されている場合には、以下にその保護施設名を記載すること。

所 在 地(※)

保護機関名称及び代表者氏名(※)

電話番号

※ 所在地及び代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、省略すること。

(その他)

- 1 証明(確認)書欄は証明機関又は確認団体が記入すること。
- 2 この証明(確認)書は、被保険者等からの暴力等を理由として保護した者に対して児童相談 所及び女性相談支援センター、高齢者虐待に関する相談・通報窓口、障害者虐待に関する相談・ 通報窓口、配偶者暴力相談支援センター、自治体等の公的機関又は地方公共団体と連携してい る民間支援団体が発行するものであり、年金事務所に被扶養者認定を外す等の申請を行う際に はこの証明(確認)書を添付すること。
- 3 証明(確認)対象者氏名欄及び証明(確認)対象者生年月日欄には、申請者及び同伴者の複数人について記載することが可能であること。
- 4 民間支援団体においては、証明(確認)書欄の上段に加え、下段の【民間支援団体記載欄】 に以下の内容を記載すること。
 - ① 連携している地方公共団体名(配偶者やその他親族からの暴力等と関係が深いところ)、 当該地方公共団体の担当部署及びその電話番号
 - ② 地方公共団体との連携の態様 (1.一時保護委託を受けている民間シェルター、2.配偶者暴力に関する協議会参加団体、3、補助金等交付団体)について該当する番号を〇で囲むこと
- 5 年金事務所においては、証明(確認)書に記載されている保護機関や証明(確認)書を発行 した女性相談支援センター等の名称等の取扱いについて、十分配慮すること。

被扶養者から外れる旨の申出書

日本牛金機構	
年金事務所長	殿

申請者 (※1)

なお、申出書の内容は、事実に相違ないことをあわせて申出します。

	(フリガナ)			. U) N / C (1 L	·		
	氏 名(※2)						
	生年月日	大•	昭・平・令	年	月	日	
1	被保険者からの金銭 受領の有無(※3)	無	有(月	万円程度)			
	本人収入の有無	無	有(月	万円程度)			
	被保険者証記号番号	記号	<u>†</u> :	番号	:		
	(フリガナ)						
	同伴者氏名(※4)						
	生年月日	大•	昭・平・令	年	月	日	
2	被保険者からの金銭	無	有(月	万円程度)			
	受領の有無(※3)	***	11 (八	刀门住/文/			
	本人収入の有無	無	有(月	万円程度)			
	被保険者証記号番号	記号	<u>.</u> :	番号	:		
	(フリガナ)						
	同伴者氏名(※4)						
	生年月日	大•	昭・平・令	年	月	日	
3	被保険者からの金銭 受領の有無(※3)	無	有(月	万円程度)			
	本人収入の有無	無	有(月	万円程度)			
	被保険者証記号番号	記号	17:	番号	•		

- ※1 原則本人が記載すること。
- ※2 被保険者等からの暴力等を理由として保護された(支援を受けた)者の氏名を記入すること。「保護された(支援を受けた)者」には、「児童相談所及び女性相談支援センター、高齢者虐待に関する相談・通報窓口、障害者虐待に関する相談・通報窓口、配偶者暴力相談支援センター、自治体等の公的機関又は地方公共団体と連携している民間支援団体(以下、女性相談支援センター等という。)において、来所相談を受けた者」も含むこと。

- ※3 被保険者からの金銭受領の有無は、被保険者から口座に振り込まれた金銭等を生活費に 充てているか否かという事実関係により判断すること。
- ※4 保護された(支援を受けた)者に子どもなどの同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること。(同伴者が3人以上いる場合、別紙としてこの様式を使用すること。)なお、同伴児のみが被扶養者になっている場合にも、この様式により申出を行うこと。

被保険者情報

被保険者の住所					
被保険者証記号番号(※5)	記号:		番号:		
被保険者氏名					
被保険者生年月日	大・昭・平	年	月	日	
被保険者の勤務する事業所					
又は船舶所有者名					

※5 不明である場合には空欄にすること。

申請者連絡先(※6)

居住地	
普段連絡が取れる連絡先	

※6 被扶養者認定に関する事務が終了した場合等の連絡先(関係機関や代理人の名称、電話番号も可)を記入すること。

なお、女性相談支援センター等によって保護された(支援を受けた)者が被扶養者から外れた旨の通知の郵送を希望する場合は、宛先(関係機関や代理人の住所も可)を記入すること。

(被保険者名) 様

日本年金機構

○○年金事務所長

あなたの健康保険の被扶養者となっている(申出者名)様及び(同伴者名)様につきましては、今般、あなたにより生計を維持されていないことが確認されました。

つきましては、被扶養者(異動)届に必要事項を記載の上、提出期限までに、あなたが勤務されている事業所を通じて届出を行ってください。その際、あなたが被扶養者分の被保険者証をお持ちである場合には、併せて返納してください。

なお、提出期限までに、被扶養者(異動)届又は生計維持関係を証明する書類が提出されない場合には、当方において職権で(申出者名)様と(同伴者名)様をあなたの健康保険の被扶養者から外す処理を行い、その旨をあなたが勤務されている事業所の事業主に通知させていただきますので、御承知おきください。

また、本通知の事実と異なる反証を示す書類がある場合等については、提出期限までに以下連絡先まで御連絡ください。

提出期限:令和 年 月 日

(問い合わせ先)

(事業主) 御中

日本年金機構

○○年金事務所長

下記の者については、健康保険法第3条に規定する「被扶養者」に該当しなくなりましたので、当年金事務所において、令和 年 月 日付をもって被保険者(氏名)の被扶養者から外しましたのでお知らせいたします。(被保険者本人には、別途通知しています。)

なお、被保険者がお持ちの健康保険被保険者証の被扶養者に係るものは、同日以降無効となりますので、被保険者から被扶養者に係る健康保険被保険者証の返納があった場合は、速やかに当年金事務所に届け出てください。

(フリ	ガナ)					男・女
氏			名					<i>73</i>
生	年	月	日	大・昭	日・平・令	年	月	日
被保	険者証	記号	番号	記号		番号		

(扶養から外す人数に応じて欄を加えてください。)

(被保険者名) 様

日本年金機構

○○年金事務所長

あなたの被扶養者であった下記の者は、健康保険法第3条に規定する「被扶養者」に 該当しなくなりましたので、当年金事務所において、令和 年 月 日付をもっ て被扶養者から外しましたことをお知らせいたします。

なお、健康保険被保険者証の被扶養者に係るものは、同日以降無効となりますので、 被扶養者に係る健康保険被保険者証をお持ちのときは、事業主を通じて速やかに返納 いただきますようお願いいたします。

(フリ	ガナ)					男・女
氏			名					77 9
生	年	月	日	大·	昭・平・令	年	月	日
	A - E			記		番		
被 	R 険 者 i	正記号	番号	号		号		

(扶養から外す人数に応じて欄を加えてください。)

〔被扶養者から外した理由〕

(例) 預貯金等の状況を確認した結果、被保険者(氏名)と被扶養者(氏名)に生 計維持関係がないことが確認されたため。

(申出者名) 様

日本年金機構

○○年金事務所長

申出書の内容を確認したところ、(被保険者名)様と(申出者名)様及び(同伴者名)様は引き続き生計維持関係にあると判断できることから、健康保険法第3条に規定する「被扶養者」に該当するため、被扶養者から外すことができないことをお知らせします。

○○市 (町・村) 国民健康保険課 御中

日本年金機構

○○年金事務所長

下記の者については、当年金事務所において、被保険者(氏名)の被扶養者から令和 年 月 日をもって外しましたので、お知らせいたします。

(フリガナ)			H /.
氏 名			男・女
生 年 月 日	大・昭・平・令	年 月	日
被保険者証記号番号	記号	番号	

(扶養から外す人数に応じて欄を加えてください。)